

国土交通省告示第千三十二号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

令和六年七月十八日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
尾野島浜川

大分県国東市安岐町大添

- 字谷 一三三八番 一号
地先道路敷
一三四〇番 二号
一三四五番 七号
一三四七番 十号
一三四九番 十一号
一三五四番 十二号
一三三九番 十三号
地先道路敷
字天神 一三八五番 三号及び六号
地先道路敷
一二八九番 四号及び五号
地先道路敷
字尾長迫 一六八四番 八号
一六八一番 九号

砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中西川

砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

- 一四三八番 五号
一四四八番 六号
一四五〇番 七号
一四九五番 八号
一四五三番 九号
一四五六番 十号
一四五七番 十一号
一四五二番 十二号
一四三九番 十三号
一四二二番 十四号
一四〇一番 十五号
一三九三番 十六号
一三八六番 十七号
一三八二番 十八号
一三七七番 十九号
一三七二番 二十号

砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の尾野島浜川の中心線から左右各岸十一メートルまでの土地の区域(平成二十二年国土交通省告示第百五十五号で指定した同号八に掲げる土地の区域及び令和四年国土交通省告示第百九十一号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く)

鹿児島県出水市高尾野町江内

- 字池ノ上 六八九〇番 一号
六八八七番 二号
字西宇都 六六四七番 三号
字上宇都 六六三〇番 四号

国土交通省告示第十三十三号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
令和六年七月十八日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

砂防法第二条の土地に係る河川の名称

右谷川

砂防法第二条の土地の表示

昭和四十年建設省告示第三千七十九号で指定した右谷川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地

島根県出雲市宇那手町

- 字右谷 八八九番五から八八九番八まで
九〇六番 二
九一一番二から九一一番二五まで
九二七番 五

関東地方整備局告示第二二三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」という。第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和六年七月十八日

関東地方整備局長 岩崎 福久

起業者の名称 埼玉県

事業の種類 一般国道254号改築工事(和光富士見バイパス・埼玉県朝霞市大字上内間木字川袋地内から同市大字上内間木字厩尻地内まで、同市大字宮戸字北井房地内及び志木市下宗岡二丁目地内)

起業地

取用の部分 埼玉県朝霞市大字上内間木字川袋、字八剣及び字厩尻、大字浜崎字新河岸川通並びに大字宮戸字北井房地内

使用の部分 埼玉県朝霞市大字上内間木字川袋及び大字浜崎字新河岸川通地内

事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県和光市新倉六丁目地内の松ノ木島交差点から同県富士見市大字下南畑字乗越地内の下南畑交差点までの延長6,850mの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「一般国道254号改築工事(和光富士見バイパス・埼玉県朝霞市大字上内間木字川袋地内から同市大字上内間木字厩尻地内まで、同市大字宮戸字北井房地内及び志木市下宗岡二丁目地内)」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第13条第1項の指定区間外の区間であり、また、起業者である埼玉県は、同法第74条の規定による認可に代えて、本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条の規定による交付決定を受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益
一般国道254号(以下「本路線」という。)は、東京都文京区を起点とし、埼玉県川越市、群馬県藤岡市等の主要都市を經由して、長野県松本市に至る延長251.9kmの主要幹線道路である。

埼玉県内における本路線は、東京都境に位置する和光市から、朝霞市、新座市、富士見市、川越市、東松山市及び本市等を南北に縦貫しており、県内の産業、経済、観光、社会、文化及び生活における重要な役割を果たしているとともに、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき策定された埼玉県地域防災計画において、第一次特定緊急輸送道路に指定されている重要な路線である。

また、本路線は和光市内で高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線(以下「外環道」という。)へ接続しているほか、所沢市内で高速自動車国道関越自動車道新潟線(以下「関越道」という。)とも接続しており、高速自動車国道へのアクセス道路としても機能している。

しかしながら、埼玉県和光市中央一丁目地内の理化学研究所西門交差点から同県新座市中野地内の英インター交差点までの延長7,100mの区間(以下「現道」という。))は、地域住民による日常生活上必要不可欠な地域内交通と外環道や関越道へのアクセス等の主要都市間を移動する通過交通とがふくそうしていることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している状況にある。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、朝霞市膝折町2-9-18地内で38,831台/日であり、混雑度は1.43となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することで、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和4年10月に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施したところ、大気質等については、環境基準等を満足するとされており、騒音について